



富士市告示第129号

騒音規制関係法令の規定により市長が指定する事項（平成13年富士市告示第21号）の一部を次のように改正する。

平成27年4月28日

富士市長 小長井 義正

第1号中「特定工場」を「特定工場等」に改め、第2号ア中「(ア)まで」を「(カ)まで」に改め、同号アに次のように加える。

(カ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

富士市告示第 21 号

騒音規制関係法令の規定により市長が指定する事項を次のとおり定めたので、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 3 条第 3 項の規定により告示する。

なお、関係図面は、富士市生活環境部環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成 13 年 3 月 13 日

富士市長 鈴木 清 見

騒音規制関係法令の規定により市長が指定する事項は、次の各号に掲げる法令及びその規定により定められる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 法第 3 条第 1 項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として市長が指定する地域 第 1 表の区域欄に掲げる地域及び区域
- (2) 法第 4 条第 1 項の規定に基づき、時間及び区域の区分ごとに市長が定める規制基準 第 2 表の区域の項に掲げる区域の区分に応じ、規制基準の欄に定めるとおり。ただし、次のア又はイに該当する区域にあっては、同表に定める値から 5 デシベルを減じた値とする。
  - ア 第 2 表の第 2 種区域、第 3 種区域又は第 4 種区域内に所在する次の(ア)から(オ)までに掲げる施設(以下「学校等の施設」という。)の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内
    - (ア) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校
    - (イ) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所
    - (ウ) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
    - (エ) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
    - (オ) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム
  - (カ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園

イ 次の(ア)及び(イ)に掲げる境界線の区分に応じ、当該(ア)及び(イ)に定める区域の境界線から同区域内の 30 メートルの区域内

- (ア) 第 1 種区域と第 3 種区域とが境界線を接している場合 第 3 種区域
  - (イ) 第 2 種区域と第 4 種区域とが境界線を接している場合 第 4 種区域
- (3) 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）の別表の第 1 号の規定に基づき市長が指定する区域
    - ア 第 1 種区域として定められた区域
    - イ 第 2 種区域として定められた区域
    - ウ 第 3 種区域として定められた区域
    - エ 第 4 種区域として定められた区域のうち、学校等の施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内
  - (4) 法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定区域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）の別表の備考の規定に基づき市長が定める区域 第 3 表の区域の区分に掲げる地域及び区域

附 則

この告示は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

第 1 表

区		域	
第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
第一種低層 住居専用地域 第二種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域 第二種中高層 住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 市街化調整区域 (付表 1 項及び 2 項 に掲げる区域を 除く。)	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 付表 1 項に 掲げる区域	工業地域 付表 2 項に 掲げる区域

備考

この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び市街化調整区域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められたそれぞれの地域及び区域をいう。

付表

項	区	域
1	富士市大字弥生新田字川岸場、大字香西新田字松の木の一部、大字弥生字川岸場、字神明前、字鎌田、字水神前、大字伝法字田端、字中桁、字清水の各一部、字六人新田、大字厚原字八反田の一部(富士市騒音規制指定地域図に記載のとおり)	
2	富士市大字川尻字池田の一部、大字中里字水門前、字大坪新田添、字池田下の一部(富士市騒音規制指定地域図に記載のとおり)	

第 2 表

区域の区分	規 制 基 準		
	昼 間 (午前 8 時から 午後 6 時まで)	朝 ・ 夕 (午前 6 時から 午前 8 時まで) (午後 6 時から 午後 10 時まで)	夜 間 (午後 10 時から 翌日の午前 6 時 まで)
第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 2 種区域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 3 種区域	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
第 4 種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル

備考

- 1 この表において、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ第 1 表の区域欄に掲げる区域をいう。
- 2 特定工場等が属する区域又は特定工場等が属する区域に隣接する区域の変更に伴い、当該特定工場等に適用される規制基準が従前の規制基準より小さい値となる場合にあっては、当該特定工場等については、当該変更の日から 3 年間は従前の規制基準を適用する。

第 3 表

区域の区分	該 当 地 域
a 区域	第 1 種区域並びに第 2 種区域のうち第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
b 区域	第 2 種区域のうち a の区域の区分をあてはめる地域以外の地域
c 区域	第 3 種区域及び第 4 種区域

備考

この表において、第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ第 1 表の区域欄に掲げる区域をいい、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域とは都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定に定められた地域をいう。